

2026 年度(令和 8 年度)

社会福祉法人あさみなみ事業計画

基本方針

1) 法人組織・運営を集団で行う形態に改め、組織の活性化を図ります。

理事の業務担当正を明確にし、業務遂行の管理や方向性の決定を集団で行う体制を確立し、組織の活性化を図ります。さらに各担当業務を担当する理事集団のリーダーと理事長による経営管理委員会（仮称）を組織し、日常的な法人運営の舵取り役の果たせる体制とします。また職員のモチベーションを高めていくためにも自己評価をベースとした職員評価基準の作成をおこない、複数回の職員面談実施も踏まえて評価に基づく人事の確立を計ります。

2) リーダー層の世代交代を進めます。

法人設立当時から在籍する職員が数人となった状況の中、リーダー層の円滑な交代が迫られています。事業所長・主任レベルの職階に中堅層の抜擢を積極的におこない、リーダー層の世代交代を行います。そのための管理職研修・中堅職員研修等の機会を充実し、また外部の当該研修への派遣を行います。

3) 事業継続計画（B.C.P）に基づく自然災害・感染症への対応に努めます。

南海トラフ巨大地震の近い将来の発生も予想される中、自然災害や新規感染症への対応も緊急に進めていくことが重要です。保存食料や飲料の備蓄や電源確保のための機材など、被災時の利用者・職員の安全や安心を守る準備を進めます。また懸案ともなっている地域との防災協定や避難計画の策定についても協議を行います。

4) 地域との交流活動を活性化し、支援の必要な高齢者・障害者などが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

工房ともが参加して進められている伴地域の取り組みを支援し、またそこで経験を学びながら、社会福祉法人として地域づくりの一環を担える取り組みにつき検討を行い、それに基づいた実践を準備します。

5) 利用者の高齢化・重度化への対応

利用者の高齢化・またそれを支え続けてきた家族の高齢化が顕著に進んでいます。このような状況に対応するため、地域包括支援センターとの連携や介護保険事業所との連携を強化します。さらに、後見制度への理解を普及し、障害者の権利保障に努めます。さらに65歳（条件によっては40歳）の年齢による介護保険の優先利用の是正を求め、障害者本人が自由に選択できる支援の実現を目指します。

重度の障害がある利用者が安心して利用できる生活場所（グループホーム・地域での自立生活など）の将来的なあり方を検討します。

6) 職員研修の定期的・体系的実施

きょうされんなど全国規模の団体の主催する管理職研修やリーダー研修への職員派遣を進め、中堅職員層の資質向上と管理職としての職務遂行能力を高めます。また全体職員会議や職場ミーティングなどの機会を活用し、基礎的研修や時宜に応じた研修を積み重ねます。

職員が介護福祉士・社会福祉士等国家資格取得を促進するための助成制度を周知し、活用を促す事により専門的知識や技術の向上に努めます。

6) 新任職員の資質向上と職場への定着

新任職員にメンター（相談者的役割）を配置することにより、早期に業務を習熟し、安心した支援が可能となる体制を作ります。またメンターの役割にあたる職員の交流研修を行い、次期リーダーとなる資質の育成に努めます。

7) 新しい人材の確保

国家資格取得のための実習生等の積極的受け入れや、キャリアアップを目指す人への支援体制をアピールするなどにより、大学・短大・専門学校などへの働きかけを強め、人材の確保に努めます。また、人材紹介・育成を行う事業者との連携により中途での有能な人材が得られる取り組みを行います。

近隣の大学・短大・高校よりの福祉体験や実習の希望を積極的似受け入れ、新たな福祉人材の育成に努めます。

諸事業の計画

1、 法人の運営

- (1) 理事会 年4～6回
担当業務理事会 随時
*経営管理委員会（仮称） 原則月1回
- (2) 評議員会の開催 年3回
- (3) 監事会の開催 年2回
- (4) 虐待防止拘束禁止委員会 感染症予防・対策委員会の開催 随時
- (5) グループホーム地域調整会議 年2～3回
- (6) 事業所長会議の定例開催（週1回）
- (7) 全体職員会議の開催（月1回以上）
- (8) 各種部会の定期的開催 仕事部会 後援会事務局 広報部会 仲間部会
生活部会
- (9) 健康管理委員会・給食委員会の定期開催し、利用者の健康管理に努める。
- (10) 後援会活動の支援と運動への協力
- (11) 仲間自治会の早期結成に向けて支援

(12) ホームページを充実させ、インスタグラムを通じて日々の更新を日常化することによりタイムリーに法人内情報を発信できるよう努めます。

2、 研修活動

組織性の向上を目指すための研修とあわせて障害者福祉の専門性を高める研修にも積極的に参加し、人材育成及び資質の向上に努めます。

- (1) 派遣研修 県や市あるいは関連する団体の主催する研修に積極的計画的に参加します。そのため研修担当者を配置し、研修情報の収集や各所への情報の提供並びに職員各自の研修受講履歴を記録できる体制を作ります。
虹の会の主催する研修に仲間の参加を保障します。
- (2) 集合研修 3ヶ月に1回、外部講師による事例検討会・職員自身がチューターとなるテーマを決めた全体研修会を開催します。月一回の全体職員会議を水曜日午後の時間帯（15時15分～17時15分）で開催し、体系的研修に取り組みます。
- (3) 交流研修 他の施設や事業所との交流によりその経験や成果を学ぶ研修を行います。特に今年度は中堅レベルの職員と他事業所同レベル職員との交流を具体化します。
- (4) 勤務年数による研修体系を作成
1年目 3年目 5年目といった勤務年数の節目を設定し、経験に見合った研修の体系を作ります。
- (5) 資格取得のための研修受講を支援
介護福祉士・社会福祉士など国家資格取得のための受講費用や登録手数料などを助成するとともに、資格者の各事業所ごとの配置計画を作成します。
- (6) 職場研修 職場内でのミーティング等の機会を通して、日常的な研修を行います。
- (7) 区内団体と共同し、障害者福祉推進のための市民学習会を開催します。
- (8) 研修への職員派遣 関係団体等の要請に応じて講師・スタッフを派遣

3、 事業活動

生活介護事業・就労継続支援B型事業・短期入所事業・居宅介護事業・相談支援事業・移動支援事業・グループホーム（共同生活支援）事業を障害者総合支援法に基づき運営します。

日中活動部門

あさ作業所	生活介護事業	定員 25 名	就労継続支援 B 型	定員 15 名
工房とも	就労継続支援 B 型	事業	定員 20 名	
アンダンテ	就労継続支援 B 型	事業	定員 20 名	

からろろ 生活介護事業 定員 36 名

生活支援部門

短期入所事業所せせらぎ 定員 3 名

＊必要な職員確保が見込めるまで事業縮小します。

サポートセンターあしたば 居宅介護、重度訪問介護、移動支援事業

ホームあたた 共同生活援助 2 階定員 10 名（男子 5・女子 5）3 階
定員 9 名（男子 7、女子 2）

生活支援センターあさみなみ

指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業

4、障害者福祉・社会福祉をすすめるための取り組み

障害者福祉や社会福祉を高め、守っていくためには関係者間の連携を深め、共通理解を高めながら、問題点を社会化していくこと、施策の公的な実施を求めていくことが必要です。

地域に責任を持つ社会福祉法人として、障害者福祉・社会福祉の向上発展の運動の先頭に立ちます。

- (1) 区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・ボランティア連絡会等地域団体との協働を通じて地域連携を深めます。
- (2) 障害児者・家族の会との懇談を進めます。
- (3) きょうされん広島県支部、自立支援協議会、広島市就労支援センター等に参加して諸活動を展開します。
- (4) その他必要な運動に参加しての取り組みを行います。

5、地域との交流活動・地域での障害者理解の促進

- (1) あさみなみの各施設を利用し地域交流行事の開催
- (2) 地域主催行事へのパーカッション・バザー等での参加
- (3) 地域団体やボランティアグループ等の視察研修の受け入れ
- (4) 安佐南の福祉風土を醸成するための講座や文化活動の展開

6、仲間部会を中心にした仲間自治会づくりを支援

事業所運営・工賃や仕事時間の設定・仕事環境の改善など利用者自らが決める仕組みづくりが求められます。仲間の声を代表して運営に反映する形態が望ましいところです。

- (1) 他作業所仲間自治会と仲間部会との交流
- (2) 法人内全事業所が参加する仲間部会企画のイベント開催支援等に積極的に取り組んでいきます。

あさ作業所
生活介護事業・就労継続B型事業
2026（令和）8年度事業計画（案）

活動方針

働くことへのやりがい、意欲を大切にして作業に取り組める環境を提供します。幅広い年代に応じた必要な支援を行います。ひとりひとりが健康でいきいきと過ごせるように地域や各関係機関、家族との連携を大切にしていきます。高齢利用者に対しては言語聴覚士、理学療法士を招き世代にあった支援を行います。また、新規の作業を取り入れスキルアップも目指しながらプログラムを実施していきます。

運営について

1、職員体制

管理者（サービス管理責任者兼務1名） 支援員（8名） その他職員（4名）
看護師（1名）

2、会議の開催

- ・事業所会議 1回/週 事業所の運営やケース検討、ヒヤリハットの検証、事業所長会議報告、研修報告等を必要に応じて行います。また、各職員が担当する業務の現状把握を行い協力体制を強めます。
- ・法人全体会議 1回/月
- ・その他 緊急を要する場合や外部機関との連携のため会議を必要に応じて開催します。

3、研修について

- ・各職員の必要に応じて外部研修に積極的に参加します。
- ・スーパーバイズを目的とした研修を定期的に行い職員の専門性をより高めていきます。

事業について

◎利用者について

生活介護（25名） 就労継続B型（12名）

＊2026年度 就労継続B型 新規利用者1名

- ・利用者の仕事への意識を大切にし、個別に必要なニーズを考え活動プログラムを組み立てます。グループ分けを行い、予定表作成など見通しを持って自主的に参加することができるようにします。
- ・地域の公共公園清掃活動、緑道清掃、おりづる解体作業や施設外就労を通して地域への発信をしていきます。

作業活動について

○自主製品

- ・昨年度より利用者が楽しみながら作成できる装飾品の制作に取り組みます。

○軽作業

- ・多様な障害特性のあるメンバーが参加しやすい様に、作業内容を考えていきます。
- ・下請け作業（試供品・ペットボトル組み立て・チラシ折り・ボール洗い、版画セット）
- ・保育施設へ清掃の施設外就労を毎週（月・火）行います。
- ・おりづる解体作業
- ・外作業（配布作業・清掃作業・畑作業（緑道清掃、公園清掃）

○店舗 くれよんマーケット

メンバーの働く場として、客との対応や個々のできることを発揮できる場にします。地域にチラシを配布し、情報発信をして仕入れ商品を通して他団体とつながっていきます。

○縫製班

なんでもマットを中心に、袋物などの小物の作成に取り組んでいきます。
オーダー縫製品もできる限り対応していきます。

作業以外の活動について

① 余暇活動

年2回の外出やバスレクを行い楽しめる外出活動を行います。

② 健康管理、身体機能の維持について

- ・毎日バイタルチェックを行います。体調不良者など必要であれば通院同行を看護師が行います。
- ・ウォーキングを1回/週行い健康維持や気分転換によるストレス軽減等を目指します。
- ・ストレッチ等必要な利用者に対して、PTを招きアドバイスを受け、身体機能の維持向上や、個々に応じた福祉用具使用のアドバイスを行います。作業しやすい環境作りや安心した日常生活が送れるよう支援します。

③ 権利擁護のための活動

- ・制度や権利を学ぶための学習会を実施します。
- ・本人の権利が侵害されている場合（予測される場合）、関係機関と連携しながら必要な措置を講じます。

④ メンバー会開催の支援

利用者の意見が反映されるように、メンバー会開催を不定期で行います。

3、利用者工賃について

- ・ボーナスは、年2回を予定しています。お金の使い方や生活の楽しみ方も、体験を通して考えていきます。

就労継続支援 B 型事業 アンダンテ

2026 年度 （令和 8 年度）事業計画 （案）

活動方針

アンダンテでは、作業を通して就労へのステップアップを目指す、生活リズムを保つ、社会参加の場等、それぞれの目的を持って利用されています。作業内容を安定させ、工賃アップを目標とすると共に、利用者同士の関係性を留意し、配慮しながら交流し合える居場所づくりも大切にしていきます。また、利用者の障害特性を理解し適切な支援を行なうために、面談を行いながら個別支援計画を基に就労支援・生活支援を行ないます。支援者も多様な障害を理解し、適切な対応ができるように、研修の場を設けるなど、自己研鑽にも努めていきます。

〔運営に関する事項〕

1. 職員体制
管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名 OT 1 名 生活支援員・職業支援員 4 名
2. 会議の開催
法人で定めた会議の他、事業所内会議を週に 1 回開き、ケース検討等を行ない支援の統一を図ります。必要に応じて関係機関との合同会議を開きます。
3. 研修への参加
法人内研修は原則、職員全員が参加します。積極的に外部研修に参加します。スキルアップにつながる研修を提示し専門性と資質向上を図ります。

〔事業に関する事項〕

利用者のニーズに沿って働く場の提供をします。作業のスキルアップを目指すが利用者には、自信と責任を自覚して仕事に取り組めるように支援を行ないます。安定した通所が困難な利用者には、通所することで生活のリズムが整えられるように面談や電話での促しなどをおこない、社会性を身につけることや豊かな生活につながるように支援を行ないます。

1. 作業活動について

- ① パン製造：パン部屋メンバー確保のため、食品衛生管理の基で、一連の工程に関わりパン製造の流れを身に着けられるよう、実習できるシステムを作成。
- ② 軽作業：自主性と意欲をもって取り組めるように支援します。安定した

仕事の供給に努め、安定して仕事に取り組むことができるように環境調整を行う。

- ③ パン販売・チラシ配布：地域の人との関わりを持つことでコミュニケーション力をつけることや社会交流の場にもなるよう努めます。
- ④ 自主製品作り（デコパージュせつけんとチュールタワシ）：取り組める利用者を増やし、製品量増に向けていきます。
- ⑤ 工賃アップを目指し、安心して仕事に取り組める環境調整を行います。

2. 作業以外の活動について

- ① メンバーミーティング
土曜開所の内容検討やメンバーが話したいことや学びたいことを出し合い、その時のテーマに応じて積極的に議論できる場とします。
- ② 生活支援：利用者の生活状況を把握し、本人の希望に沿った生活が出来るように関係者との連携を行ないながら必要な支援を行ないます。
- ③ 健康相談・管理：健康相談やアドバイスを行なうと共に健康管理の充実を図ります。必要に応じて医療との連携をもちます。
- ④ 権利擁護のための活動：制度や権利を学ぶための学習会や情報提供します。
- ⑤ 余暇活動：土曜開所や日帰り旅行など利用者の希望を取り入れて楽しめる計画を立てます。茶話会を月に2回開き、利用者同士の交流や憩いの場とします。
- ⑥ メンバー会開催の支援：利用者の意見が反映されるように、メンバー会の参加を支援します。

3. 利用者工賃について

パン製造、軽作業、販売、配布等の作業内容を整理し、時給の見直しを行います。希望する作業に取り組むことができるように、実習期間を設け、安定した請負作業の確保とパンや自主製品の販路拡大と充実を図り、工賃増を目指します。年に2回のボーナスについても、利用者の達成感が味わえる金額が支給できるように、パン販売や自主製品販売に力を入れたボーナス作戦に取り組みます。

4. あんだんて広場（自主活動）

元地域活動支援センターを利用されていたメンバーに休息や茶話会など居場所として提供します。希望者は、軽作業への参加や職員との面談などを行ないます。

かるかる

2026 年度（令和 8 年度）事業計画（案）

活動方針

かるかるは引き続き利用者の支援区分が高い傾向が続いています。そのため今年度も支援区分の高い利用者が必要と思われる支援方法を継続していきます。職員として家族や利用者により丁寧に向き合うようにし、必要な支援を考えていきます。支援者としての役割を追求するために、法令やルールを守る、安全や安心を基本とする、必要な知識を自ら求め自由な発想の中からより良い支援をみんなで話し合い実行することに努め利用者の個性・特性を「輝き」につなげる場所作りを引き続き目指します。

運営に関する事項

1. 職員体制（各フロア 7～8 名）

管理者 1 名 副所長 1 名 主任 1 名（内サービス管理責任者 1 名）
生活支援員 8 名
看護職員 1 名 その他職員 4 名 食事介助パート 2 名（不定期）

2. 会議の開催

法人で定めた会議の他、終業前ミーティング、フロア別会議、毎週金曜日の所内ミーティング、ケース検討会議等を定期的かつ随時行います。

3. 研修等への参加

法人内研修については原則全員参加します。法人が薦めるまた職員自身からの要望・提案のある積極的に職員を派遣できるように調整します。また、支援のスキルアップに関連する研修、業務に通ずる諸々の研修を提示し、職員の資質向上を図ります（サビ管研修受講 1～2 名を予定）。

事業に関する事項

グループ別の活動

障害や行動の特性に合わせて各フロアにおいてグルーピングを考え、互いに認め合えるような活動を行います。個別プログラムなどが必要な利用者への対応を検討、実施していきます。

（1）軽作業グループ

内職の受注作業を中心に活動します。安定したパターンの作業を中心に、落ち着く、根気や集中力を養う、社会性を身につけるなどの、個々人の目標を持って取り組みます。また、散歩やレクリエーションも取り入れ、体を動かすことで心身のリフレッシュも図ります。

（2）自主製品グループ

トールペイント、羊毛フェルト、毛糸作品等を作成します。一人一人の得意な分野に合わせて、作品の工程のどこかに携われるよう、引き続き

工夫します。

(1) 販売、納品

広い意味で社会交流のできる場面を継続します。普段は軽作業班や自主製品班に在籍しながら、くれよんマーケットの店員、かろかろ利用者へのパン配達、業者納品等を交代で行います。

共通の活動

(1) 体力づくり及び維持

屋外の散歩を可能な範囲で実施します。気象条件により屋外の散歩が難しい場合は、法人建物を活用して展開し、体力維持に努めます。

理学療法士のアドバイスに基づいたストレッチ等を個別に実施します。また、各種メディアを活用しながら取り組める体操を定期的に行います。

(2) 音楽療法（概ね月 4 回：各班月 1～2 回ずつ、年間 36 回を予定）

専門知識を持つ講師を招いて実施します。

一人ひとりの特徴を講師と共有し、それぞれが音楽を通して、集団の中で自己表現をしたり、リラックスして楽しく過ごすことのできる時間とします。

(3) その他

- ・ 室内でのレクリエーションや音楽、ストレッチ等
- ・ 創作活動（概ね毎月）
- ・ パーカッション・ダンスに参加するメンバー支援
- ・ 土曜日開所：レクリエーション、外出活動、料理、法人全体企画、創作

健康管理、身体機能の維持について

- ・ 看護師等による検温（毎日）、体重測定（月 1 回）、血圧チェック（必要に応じて）を行い、健康面に配慮します。
- ・ 健康診断の結果に基づき、利用者本人や家族に受診、通院、生活改善のアドバイスを行います。
- ・ 理学療法士による体力測定の実施（体が自分で動かすことができるメンバー）、身体機能のチェックと個別のストレッチ（身体機能の維持が必要なメンバー）をしながら、日々の活動に活かせるよう指導を受けます。過去のデータと照らし合わせながら、身体機能の維持向上に役立てます。

利用者の工賃について

- ・ 現状の形（参加日数に応じて変動）を継続します。個人の特性や能力による個別の作業に関しては、努力の評価として個別にお渡します。

工房とも
就労継続B事業
2026（令和8）年度事業計画（案）

活動方針

利用者が「自分のペースではたらく」事に重点を置いて支援します。工賃向上を目指さなければならない一方で、工房ともの利用者の中には日中の行き場として位置づけている方も多くおられ、利用方法は様々です。就労の場ではありますが、多様な支援を求められていますので、個別支援計画を基にひとりひとりのペースを大切に、就労支援・生活支援を行います。また、「地域共生」をテーマに利用者の皆様と共に地域の企画には積極的に参加し、地域に根差した工房ともを目指します。

利用者、家族の高齢化が進み、工房ともだけでは支援しきれない生活面（健康面）の課題が増えてきました。行政、支援センター、ケアマネージャーなど、関係機関と連携し、就労だけでなく、生活面での支援も引き続き行います。

運営について

1. 職員体制
管理者 1 名（サービス管理責任者兼務）
生活支援員 1 名 職業指導員 1 名
その他職員（若干名）
2. 会議の開催
 - ・ 事業所内会議は、事業所の運営やケース検討、ヒヤリハットの検証、施設長会議の報告、研修報告等を必要に応じて行います。また、各職員が担当する業務の現状把握を行い、協力体制を強めるようにします。
 - ・ 法人職員全体会議 1 回／月
 - ・ 伴学区社協会議（とも福祉フェスタ会議・みらいちゃんショップ運営委員会）
 - ・ その他 緊急を要する場合や、外部機関との連携のための会議を必要に応じて開催
3. 研修への参加
 - ・ 担当業務や必要性、各職員の学習意欲を勘案し、全員が偏りなく外部の研修に参加できるようにします。
 - ・ 地域での研修（主催：伴学区社協、地域包括支援センター等）に積極的に参加し、共生社会の構築をめざし、提言・発言を行います。

事業について

1. 利用者について

- ・ 2025 年度終了時在籍 17 名（内、週 4 回の利用が 2 名）
入所：6 月 1 名 9 月 2 名（計 3 名）
退所：10 月 2 名
- 2. 作業活動
 - ・ 製菓班では、職員の体制が整い次第、定期的な注文に確実に応えながら、販路の拡大を目指します。
定番商品以外の季節商品開発、また、セット販売を検討し販売します。
 - ・ 軽作業班は、これまで通り請負の内職を行います。仕事の安定確保と拡大に努めます。
 - ・ 外部販売にも積極的に参加します。（ふれ愛プラザ、各地域バザーなど）
- 3. 作業以外の活動
 - ① 余暇活動
 - ・ 月 1 回の土曜開所は、利用者の希望を取り入れたり、全員でイベント販売に参加したり、仕事と余暇を取り入れながら年間計画を立てています。
 - ・ ダンスやパークッションに参加する利用者が、参加しやすいように支援を行います。
 - ② 健康づくり
 - ・ 必要に応じてバイタルチェックを行います。
 - ・ その他、法人計画により、健康診断・予防接種などを実施します
 - ③ 生活面
 - ・ 生活面の支援について利用者のニーズを把握し、本人の希望に沿った生活ができる様に支援します。
 - ・ 関係機関（法人内事業所、外部施設・機関等）との連携を密に行います。
 - ④ 権利擁護のための活動
 - ・ 利用者の生活や実体験に則した形で、制度や権利を学ぶための学習会を実施します。
 - ・ 行事等に利用者の意見が反映されるよう、必要に応じてメンバー会を開催します。
 - ・ 本人の権利が侵害されている場合（予測される場合）、関係機関と連携しながら必要な措置を講じます。
 - ⑤ 広報活動
 - ・ イベントへの参加は利用者と共に積極的に行います。（地域のまつり等）
 - ・ インスタグラムへ月に 1 回以上投稿します。
- 4. 利用者工賃について
 - ・ 安定した内職作業の確保と製菓作業の充実を図り、工賃増を目指します。
 - ・ ボーナスは夏・冬、年 2 回を予定しています。（ボーナス作戦）

宅介護・重度訪問介護・移動支援事業
サポートセンターあしたば
2026(令和8)年度 事業計画(案)

活動方針

障がいがある人一人ひとりの思いや願いに寄り添いながら、心豊かに安心した生活が送れるように支援を行ないます。幅広い年齢層や障がい特性に応じた丁寧で細やかな支援を心がけて活動していきます。災害時や感染症などあらゆる緊急時対応が的確に行えるよう整備していきます。

又、職員とヘルパーが協力し合い支援者として同じ方向性をもった充実した支援を実践していきます。支援センターや日中活動事業所・グループホーム等の関係機関と連携をとりあい、利用者、家族との信頼関係が築けるように努力していきます。

運営に関する事項

1. 職員体制

管理者(せせらぎ兼務)1名・サービス提供責任者 2名・その他職員1名

2. 会議の開催

・職員会議

事業所長会議や法人内会議の報告や協議事項などを話しあいます。

ヘルパー報告書から活動中の気になる事柄や留意点などを拾い出し、利用者の様子を把握し支援方法を検討していきます。

・法人全体会議 1回/月 可能な限り出席できるよう調整を行なう。

・その他 グループホーム・日中活動事業所・支援センターとの合同会議を必要に応じて

開催し、協力し合いながら支援ができるよう努力します。

3. 研修の参加や学習活動

・ヘルパーミーティング

ケース検討会や活動上のカンファレンスを必要に応じて実施し、ヘルパー同士の意見交換を積極的に行い支援の充実に努めます。

講師を招いての講座や、事例検討、障害特性の理解や障害がある人の心理や支援方法等を学び、実践につなげていくと共にヘルパーの資質向上を目指します。

・法人で推奨された研修や外部研修に可能な限り参加します

4. 関係団体との連携

居宅介護事業を行なっている事業所と連携し情報交換を行いながら、行政への提言につなげます。

事業に関する事項

1. 居宅介護事業（家事援助・身体介護・通院介助）

利用者の障害の重度化や高齢化、家族の介護力の低下、家族構成の変化などによる、環境の変化に対して、家族の負担軽減や生活の安定を図るとともに、利用者が安心して自立した生活を送れるように、関係事業所と連携し必要とされる支援の充実を図っていきます。

利用者の健康管理支援のひとつである通院支援は、家族や所属事業所から本人の健康状態の情報を共有し、医師へ本人の状態を的確に伝達し、継続して健康管理ができるように支援をしていきます。

2. 重度訪問介護事業

自宅での生活に必要な家事援助・身体介護・見守り・余暇支援・通院同行など、利用者の思いをくみとり自立に向けた支援を行ないます。

不穏時や発作等による危険防止や安全確保、見守り等も充分に行ないます。

3. 移動支援事業

利用者、家族の思いを聞きながら信頼関係を築き、本人の自己決定能力を引き出せる支援も大切にし、安全に楽しく活動できる余暇支援、社会参加の充実や拡大を図ります。

生活維持に必要な病院への付き添いや自宅からスクールバスのバス停間・クラブ活動・グループホーム・ショートステイへの送迎などを行ない、家族の負担軽減を図ります。

4. ヘルパー処遇等について

業務を永く継続できるようヘルパーの思いや意見等の聞き取りを行い、働きやすい職場づくりを行なう。又、ヘルパー募集にも取り組み、実働者の増加を図ります。

短期入所　せせらぎ
2026（令和8）年度　事業計画(案)

活動方針

障がいのある人や家族の思いや願いを大切にし、家族と離れた生活を安心して心地よく過ごせるように支援します。

職員と支援員とが協働し、利用者一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援を行います。

運営に関する事項

1、 職員体制

管理者（あしたば兼務） 1 名

生活支援員（夜勤アルバイト） 3 名

2、会議の開催

- ・事業所内会議

法人で定めた会議の他、スタッフ会議・ケース検討会議等を行ないます。利用者の様子を共有し、ケース検討・支援方法について話し合います。

- ・日中活動事業所・支援センター・他事業所など関係機関との関係者会議を

必要に応じて開催します。

事業に関する事項

人材不足、確保の見込みが立つまでの間、事業を縮小することとします。男性利用は概ね月 2 日、女性利用は基本変更ありませんがアルバイトの都合で利用日減の場合があります。

利用者や家族の状況、他の短期入所事業所利用が難しい方など、個人の状況に応じて利用の調整をさせていただきます。

利用者が家族から離れた環境で、安心して穏やかに楽しく落ち着いて過ごせるような雰囲気づくりに努めます。

一人一人の表情変化、発作の前触れ等を察知し適切な支援を行ないます。

日中活動事業所や支援センター・関係機関と連携をしながら支援の充実に努めます。

共同生活援助 ホームあたた

2026（令和8）年度 事業計画（案）

活動方針

障がいがある人一人ひとりの思いや願いを大切にし、心豊かに自分らしく地域で暮らしていけるように生活全般の支援を行います。また、日中活動事業所や関係機関との連携を行ない、利用者・家族の安心と信頼につなげていきます。地域連携推進会議を定期的に行ない構成員の協力を得ながら、地域とのつながりを作っていきます。

1. 運営に関する事項

（1）職員体制

管理者 1 名 ・ サービス管理責任者・世話人兼務 1 名
世話人 3 名 ・ 生活支援員 6 名
その他の職員 若干名

（2）会議の開催

・職員会議・支援員合同ミーティング

事業所長会議・その他公的会議の報告や協議事項などの話し合いをします。利用者の様子や現状確認や支援方法などについて定期的に話し合いを行い、支援者同士の連携・協力体制を深め、専門的知識の学習会等も開きます。直面する課題についてあたた全体で共有し家族や通所先と連携し、解決していきます。

・担当者会議

日中活動事業所・支援センターなど関係機関との関係者会議を必要に応じて開催し情報共有、課題整理し協議を行ないます。

* 地域連携推進会

前年度発足した地域連携推進会議を定例化し充実を図り、地域とのつながりを作ります。

（3）研修の参加や学習活動

・資格取得に向けて

サービス管理責任者・強度行動障害支援者養成研修等を受講し、専門

性を高め実践につなげていきます。

- ・法人、きょうされん、外部団体主催の研修会への参加
非常勤職員にも研修参加を促し、基本的な知識や利用者への理解を深め実践につなげます。

2. 事業に関する事項

(1) 利用者の健康管理

心身様々な機能低下が顕著になり様々な診療科に定期通院をしています。健康診断の結果を把握すると共にヘルパー事業所と連携をし、利用者の状況を共有しながら対応をします。朝食や休日の食事内容を低カロリー、塩分控えめなど食生活の改善に取り組みます。

又、精神面での変化を察知し、悩みや困りごとなどを傾聴し気持ちが楽になるようにコミュニケーション支援をします。

(2) 成年後見制度利用へ働きかけ

成年後見制度利用が望まし家庭への情報提供や動きかけを支援センターと連携しながら行ないます。

(3) 防災対策

南海トラフ地震や災害などを想定した防災対策として、机上訓練を行ない、支援員各自が対応できるように努めます。利用者の部屋の整備、必要物品などの準備を進めていきます

地域連携推進会の構成員の協力を得ながら、防災面でも地域との連携を図ります。

(4) 感染症対策

平常時、利用者が帰所した後の手洗い、うがいの声かけや支援、通所先へ送った後の施設内の消毒の徹底など、基本的な感染症対策を継続します。

そして、利用者や職員に感染者が出た場合の支援体制の組み立てを、協議し実践できる準備をします。

(5) 安定した職員体制の構築

家族の事情により、帰省する利用者が減少し週末の男性棟一人夜勤が厳しい現状になりつつあります。強度行動障害者支援加算等をとることによって事業所収入を増やし、安定した職員体制の構築を図り利用者の安定した生活に繋がります。

職員の勤務を夜勤だけでなく日勤枠を作り、法人全体の行事や全体会議に参加しやすくすることで、仕事へのモチベーションアップにつなげます。

生活支援センターあさみなみ
2026 年度（令和 8 年度）事業計画（案）

活動方針

令和 7 年 3 月末をもって広島市委託事業である広島市安佐南区障害者相談支援事業所（以下、委託相談）を終了しました。令和 7 年度より、委託相談で関わっていた相談者のうち、計画相談支援の利用希望される方と当センターにて計画相談支援への移行を行っています。令和 7 年度は新規利用者 21 名（成人 20 名、児童 1 名）と契約し、総数 115 名（成人 112 名、児童 3 名）の計画相談支援を実施しています。今年度は利用者数を現職員で対応可能な範囲で受け入れ、運営面での安定化を図りつつ、障害のある方の生活支援に寄与したいと考えています。

一般相談支援事業である地域移行支援について、広島市における地域移行の方針に基づき、県内での利用者が少ない地域移行支援の利用促進、その充実を図り精神科病院から地域へ退院する方への支援を充実させていくことを目標に、当センターでも地域移行支援を積極的に行う地域の支援者と協力しながらケースとして受けていくことを検討しています。

委託相談終了後、地域に住む当事者やご家族から相談連絡を受けることも少なくありません。基本相談支援を重んじ、専門機関、関係機関との連携を図ること、自立支援協議会地域部会への参加を通して、地域の相談支援体制の充実と地域課題表出を目的に区内基幹相談支援事業所や特定相談支援事業所との協働に努めます。また、法人内において、制度や障害理解のための研修会や情報提供、必要に応じて研修部会、家族会等への協力に努めます。加えて、アンダーンテと協働しながら、精神保健福祉士の資格取得希望者に対して精神保健福祉援助実習としての受け入れを行っていきます。

運営に関する事項

1. 相談支援体制
 - ・管理者兼相談支援専門員 1 名
 - ・相談支援専門員 4 名（内 1 名専任、3 名他事業所との兼任含む）
2. 開所日・日時
 - ・月曜日～金曜日 8：30～17：00
 - ・土曜日 月 1 回（法人が定める開所日）
 - ・上記の開所日・時間のほか、緊急性や必要により開所する。
3. 会議の開催
 - ・法人で定めた会議他

- ・事業所内会議（毎週水曜 8：30～9：30 予定）
- ・上記以外にも必要に応じて会議開催。支援内容の検討、情報共有などに努めます。

4. 相談方法

来所、訪問、電話対応（電話機 5 台、携帯電話 2 台）

※令和 7 年 3 月末まで使用していた委託相談業務用電話は令和 7 年 4 月より留守電対応中（委託終了のアナウンスが流れる仕様になっている）。メールアドレスについては終了見込み。

- ・指定特定の電話番号とメールアドレスは継続。
- ・指定特定相談支援事業「生活支援センターあさみなみ」の名称を冠し対応をします。

5. 研修等への参加

法人内研修、職場内研修（事例検討等）、派遣等による外部研修など情勢や内容を見極めながら積極的に参加できるように努めます。本人、家族の困りごとに寄り添い、将来の生活を見通した課題表出や制度学習に対応するために、より専門的な相談支援を実践できるよう職員の技術向上を目指します。

事業に関する事項

1) 指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業

サービス等利用計画作成・継続サービス利用支援・基本相談支援

2) 指定一般相談支援事業

地域移行支援、地域定着支援・基本相談支援

3) 広報活動等

講師の受託含め当センター主催研修会の企画・開催に努め、相談支援事業所の認知に努めます。

4) 人材育成

精神保健福祉士（以下、MHSW）資格取得希望者へアンダンテと協働しながら、支援に関する実践的な知識、技術、価値や倫理の習得への指導、自己覚知に取り組む機会の提供を行います。また、後進育成として実習生に MHSW の専門性を言語化し伝えること、実習生の受け入れを通して業務の振り返りを行うことで資質向上に努めます。

5) 障害者相談体制の充実に資する取り組み

広島市障害者自立支援協議会安佐南区地域部会（各部会、全体会、精神部会事務局として）への参画。精神部会にて地域包括ケアシステム構築に向けて、地域支えあい課と共働して運営していきます。

